

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 4 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25350764

研究課題名(和文)ドイツ中世後期の剣士団体「マルクス兄弟団」に関する研究

研究課題名(英文)A Study of the Marxbruederschaft in the German Later Middle Ages

研究代表者

楠戸 一彦(Kusudo, Kazuhiko)

広島大学・総合科学研究科・名誉教授

研究者番号：00108268

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の課題は、ドイツ中世後期の剣士団体である「マルクス兄弟団」の成立事情、目的と活動、団員の剣術技法、団員の社会的階層を、解明することであった。

先行研究の成果を整理し、史料である剣術書と「マルクス兄弟団」関係文書の内容を分析することによって、次の点を明らかにした。(1)マルクス兄弟団は1487年に皇帝フリードリヒ3世より「特権状」を獲得した。(2)目的と活動の重点は、当初の宗教的相互扶助から、16世紀後半にはツフットの権利擁護に移行した。(3)団員の剣術技法は、14世紀後半のJ.リーヒテナウエルの技法を遵守していた。(4)団員の社会的階層は、貴族や商人ではなく、大部分が手工業者であった。

研究成果の概要(英文)：It is the task for this study to clarify the following problems, based on the analyzing the contents of the historical sources: (1) the formation of the organization, (2) the purposes and activities, (3) the techniques of the fencing, (4) the social classes of the members.

Based on the analyzing the contents of the historical sources, one could get the following results. (1) They were given the "privilege letter" by the Holy Roman Emperor Friedrich III in 1487. This letter was renovated by each Holy Roman Emperors up to Leopold in 1669. (2) Their purpose and activity were moved from the "religious mutual aid" in the beginning of the 15. Century to the protection of the right for the holding the fencing school in the latter of 16. Century. (3) The members have practiced the techniques of the fencing, which J. Liechtenauer had devised in the end of the 14. Century. (4) The social classes of the members were not the nobleman, merchant and student, but the handicraftsmen.

研究分野：ドイツ中世スポーツ史

キーワード：スポーツ史 ドイツ 中世 剣術 剣士団体

1. 研究開始当初の背景

ドイツ中世後期の「マルクス兄弟団」と「剣術」に関しては、19世紀以来少なからぬ研究がなされている。例えば、K.ヴァスマンスドルフ(1820-1906)による剣士団体や剣術文書に関する一連の研究、C.A.ティム(1896)とE.キャスル(1883)による剣術文書に関する文献目録、M.ヴィールシン(1965)とH.-P.ヒルズ(1985)による剣術師範J.リーヒテナウエルに関する研究、剣術書に関するH.ボーデマー(2008)の研究などが挙げられよう。また、近年では、例えばS.アングロ(2000)の研究に代表されるように、ヨーロッパ中世あるいはルネサンスにおける「武術」に関する研究や、剣術文書の復刻が見られる。しかしながら、剣士団体である「マルクス兄弟団」に関する研究は、19世紀のK.ヴァスマンスドルフによる部分的な史料紹介以来、全く進展が見られないのが現状である。

他方、日本におけるドイツ中世の剣術に関する研究は極めて少ない。例えば、中山博道・中山善道の『日本剣道と西洋剣技』(昭和11年、昭和56年)、塩入宏行・木田尚武による「中世より19世紀に至るフェンシングの歴史」に関する日本武道学会での一連の発表(1995, 1996, 1997)、長田龍太の『中世ヨーロッパの武術』(2012年)を挙げることができる。中山らの西洋剣技(イタリアの剣術)に関する研究はA.ハットンの著作(1892)の翻訳であり、塩入らの研究は主としてイタリア・フランス・イギリスに関するものであり、長田の中世ヨーロッパの「武術」に関する研究は二次的文献に基づく武器と技法の紹介である。他方、わが国における研究は、筆者の予備的研究を除けば、ドイツ中世後期の剣術あるいは剣士団体である「マルクス兄弟団」に関して関心を向けてこなかった。

1) Anglo, S., *The Martial Arts of Renaissance Europe*. New Haven/London 2000.
Bodemer, T., *Das Fechtbuch*. Phil. Diss.

Stuttgart 2008. Castle, E., *Schools and Masters of Fencer from the Middle Ages to the Eighteen Century*. London 1969 (1885). Hils, H.-P., *Meister Johann Liechtenauers Kunst des langen Schwerts*. Frankfurt/Bern/New York 1985. Thimm, C. A. A., *A Complete Bibliography of Fencing and Duelling as Practised by all European Nations from the Middle Ages to the Present Day*, New York 1896. Wassmannsdorff, K., *Sechs Fechtschule (d.h. Schau- und Preisfechten) der Marxbrüder und Federfechter aus dem Jahren 1573 bis 1614*. Heidelberg 1870. Wierschin, M., *Meister Johann Liechtenauers Kunst des Fechtens*. München 1965.

2. 研究の目的

本研究の目的は、マルクス兄弟団の組織と活動を総合的に解明し、この団体の団員が行っていた剣術技法を分析することである。このため、次のような課題を設定した。

- (1) 兄弟団の組織に関しては、団体の成立事情について概観した後に、団体の目的と組織を「規約」に基づいて解明する。
- (2) 「剣術書」の内容分析に基づいて、団員の剣術技法を解明する。
- (3) 「団員名簿」の内容分析に基づいて、団員の社会的階層を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、歴史学的な研究方法に基づいて進められた。歴史学的研究において最も重要な根拠は、歴史的事実を構成するための「史料」である。本研究の史料は、(1)マルクス兄弟団に関係する史料と、(2)剣術技法に関する史料である。

マルクス兄弟団の組織と団員に関する史料は、フランクフルト a.M.にある「都市史研究所」が所蔵する「マルクス兄弟と羽剣士の剣

士団体」に関する文書である。この文書は「1487～1716年の参事会文書と、1541～1752年の団体の文書」から構成されている。これらの文書には、皇帝の特許状・規約・師範証明書・剣術興行に関する参事会条例・参事会の特権状などが含まれている。

マルクス兄弟団に関するもう一つの史料は、アウグスブルク大学図書館が所蔵する「剣術書 (P.H. Mair, Fechtbuch. 1539. Universitätsbibliothek Augsburg. Cod. I. 6. 2^o. 5.)」である。この史料には、1491年と1536年の団体規約、1490～1522年の団長名簿、1590～1522年及び1543～1566年の師範叙任名簿が所収されている。

他方、剣術技法に関する史料は、15・16世紀のドイツにおいて作成された「剣術書」である。本研究では、特に次の3つの剣術書を史料として活用した。①J. Liechtenauer, Fechthandschrift. 1389. Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg. Cod. Ms. 3227^a. ②H. Talhoffer, Fechtbuch. 1467. Bayerische Staatsbibliothek, München. Cod. Icon 394^a. ③P. Kal, Fechtbuch. 1470. Bayerische Staatsbibliothek, München. Cod. Cgm 1507. なお、これらの手書き文書の解読にあたっては、「実戦書面主義団体」(Gesellschaft für pragmatische Schriftlichkeit)がWeb上で公表している翻刻を参考にした。

4. 研究成果

本研究の成果について、以下では、次の4つの観点から報告することにする。(1)マルクス兄弟団への特権状の授与と内容、(2)規約に見られる活動目的、(3)団員の剣術技法、(4)団員の社会的階層。

(1) 特権状の授与と内容

マルクス兄弟団の成立時期は不明である。

1443年に作成されたH.タールホファーの剣術書では「聖母兄弟」(vnnser frawen bruder)と「聖ヨルゲン兄弟」(sent Jorgen bruder)という二つの剣士団体が言及されており、1470年に作成されたP.カルの剣術書でも「リーヒテナウエルの団体」(die lichtenawer mit seiner gesellschaft)が言及されているが、これらの団体とマルクス兄弟団との関連は不明である。他方、K.ヴァスマンスドルフ(1877)によれば、マルクス兄弟団には「剣術興行」に関する1474年から1488年の会計帳簿が存在したことから、1474年にはこの団体が既に存在していたことが推測される。しかし、残念ながらこの帳簿は第二次世界大戦中の空襲(1944)によって焼失しており、兄弟団の成立の解明は困難である。

マルクス兄弟団は、1487年8月10日にニュルンベルクにおいて、神聖ローマ皇帝フリードリヒ3世より「特権状」(Freiheitsbrief, Privilegiumsbrief)を獲得した。この特権状の獲得の経緯は不明であるが、内容の核心は次の点にあった。つまり、この特権状はマルクス兄弟団の団員に、「剣術師範の呼称権」「剣術興行の開催権」「剣術の教授権」を独占的に保証するものであった。

フリードリヒ3世による特権状は、表1に示したように、その後の代々の神聖ローマ皇帝によって「更新」された。

表1 皇帝による特権状の授与

神聖ローマ皇帝	年
フリードリヒ3世	1487年
マクシミリアン1世	1512年
カール5世	1521年
マクシミリアン2世	1566年
ルドルフ2世	1579年
マティアス	1613年
フェルディナンド2世	1627年
フェルディナンド3世	1640年
レオポルド1世	1669年

1) Wassmannsdorff, K., Kaiser Friedrich's Freiheitsbrief. In Deutsche Turn - Zeitung. 1877, S.137-139.

(2) 規約に見られる活動目的

マルクス兄弟団は、フリードリヒ 3 世による特権状の授与の後の 1491 年に、兄弟団の本拠地であるフランクフルトにおいて規約を制定している。全部で 21 条からなる規約は、制定理由 (1 条)、兄弟団のミサ (2~8 条)、入団試験 (9~14 条)、団長選出 (16~17 条)、団長の任務 (18~19 条)、特権状の所持と返還 (20-21 条) から構成されている。1491 年の規約の特徴は、「昔からの慣例」に従って制定された「兄弟団のミサ」に関する条項である。つまり、兄弟団は「Quatember の金曜日と万霊節(11 月 2 日)」および「聖母マリアの生誕の日(9 月 8 日)」にはフランクフルトの修道院において、亡くなった団員のために「ミサ」をあげ、団員はこれらすべてのミサに列席する義務があった。

フランクフルトでは、1533 年に「宗教改革」が勃発した。この影響を受けて、修道院から兄弟団に所属する「ミサ服とそれに属するすべてのものが持ち去られた」。このため、1534 年に兄弟団の規約が改正された。しかし、この規約に関する史料は残されていない。1534 年の規約は 1536 年に再び改正された。1536 年の規約は、入団の方法 (1~7 条)、道徳的規範 (8-13 条)、「興行金」の配分 (14~17 条)、団長の選出と任務 (18~19 条) から構成されている。これらの条文構成に見られるように、1536 年の規約では、1491 年の規約における「ミサ」に関する規定が完全に削除され、宗教的な要素が規約から払拭された。これに代わって規定されているのが、団員の道徳的規範と剣術興行における収入の分配に関する規定である。

16 世紀の後半になると、マルクス兄弟団に所属しない剣術師範(「自由剣士」(Freifech-

ter)あるいは「羽剣士」(Federfechter)と呼ばれた)が登場し、剣術興行を開催するようになった。このような状況を受けて、兄弟団は 1566 年に規約を改正した。1566 年の規約は団長の選出 (2 条)、団員の共助と紛争解決 (3~4 条)、剣術興行の開催 (5~7 条)、入団試験と負担金 (8~9 条)、道徳的規範 (10 条)、特権状の返還 (11 条)、規約書への押印 (12 条) から構成されている。ここに見られるように、1566 年の規約の特徴は、剣術興行の開催に関する規定に見られる。それによれば、いかなる団員も同時に一つ以上の剣術興行を開催してはならず、開催者の団員を他の団員が助けることなどが規定されている。

このように見てくると、マルクス兄弟団は当初の「宗教的相互扶助的性格」を失い、16 世紀後半には剣術興行の開催を巡る「ツンプト的性格」を強めた、と言えるであろう。

(3) 団員の剣術技法

上述の規約の条項が示しているように、マルクス兄弟団の団員になるには、剣術試合による「試験」に合格し、「入団金」を納める必要があった。この試験の内容に関して、特に 1536 年の規約は、次のように規定している。団長と団員が指名する師範は入団希望者に対して、まず剣とテザックと棒による「5 つの秘密の攻撃」を 3 回試験し、次いで剣とドルヒによる「6 つの師範攻撃」を試験する。6 つの師範攻撃の剣術技法は、14 世紀後半の剣術師範 J.リーヒテナウエルの剣術技法を受け継いだものである。

15 世紀から 16 世紀の多くの剣術師範が「剣術書」において伝えているヨハン・リヒテナウエルの剣術技法は、1389 年に僧 H.デープリンガーが作成した『百科全書』において書き残されている。この文書では、リーヒテナウエルの長剣の剣術に関する次のような技法が言及されている。攻防の原理、剣の名称、5 つの攻撃、4 つの隙、4 つの構え、

10の攻防の技。

攻防の原理には「vor」「nach」「jndeß」の3つがある。「vor」(先)は「攻撃」を意味し、「nach」(後)は「防御」を意味する。また、「jndeß」は「敏捷な反応力」を意味する。剣の名称には「swach」(弱)と「stark」(強)がある。前者は「刀刃の中央から切っ先」までを意味し、後者は「刀刃の中央から鏑」までを意味する。

剣士の体は腰と肩を通る二等分線によって、上下左右の4つの「Blöße」(隙)に分かれる。「Leger, hut」(構え)は「武器を持つての基本姿勢」であり、「ochse」(牛)「pflug」(鋤)「alber」(柳)「vom tag」(天)の4つの構えが挙げられる。

リーヒテナウエルは4つの構えから攻撃の基本として、次の5つ「haw」(攻撃)を挙げている。「zornhaw」(怒りの打撃)、「krump-haw」(捻れの打撃)、「zwerckhaw」(斜め打撃)、「schilhaw」(斜視打撃)、「scheitelhaw」(垂直打撃)。この外に、彼は攻防の技法として次の10の技を挙げている。「abesneien」(切り落とし)、「abesetzen」(切断)、「durchlawfen」(走り抜け)、「hende drücken」(腕押し)、「hengen」(顔付け)、「durchwechsel」(変化)、「nachreisen」(追い旅)、「überlauwen」(走り越え)、「winden」(巻替え)、「zucken」(引き下)。

(4) 団員の社会的階層。

マルクス兄弟団の団員の社会的階層は「団員名簿」から知ることができる。この団員名簿に関しては、アウグスブルク大学図書館が所蔵している「剣術書」(Cod. I. 6. 2^o.5)と、フランクフルト市の都市史研究所が所蔵している「剣士団体文書」の2つの史料が存在する。前者は「1490~1522年の団長の交代」と「1530~1542年の師範叙任」そして「1543~1566年の師範叙任」の名簿であり、「1~36の丁付け」がなされている後者は

「1583~1716年の師範叙任」の名簿である。これらの史料に見られる団員の総数は「388人」である。

388人の団員のうち「362人」の団員の出身地が判明し、それらは全部で「189都市」に及んでいる。これらの都市は現在の国名で言うとドイツだけでなく、スイス・オーストリア・ハンガリー・チェコ・ポーランド・ラトビア・フランスに及んでいる。また、2人以上の出身地は「50都市」であり、10人以上の都市は「アウグスブルクが10人」「ブレスラウが11人」「ニュルンベルクが37人」である。ニュルンベルク出身者が突出している理由は不明である。

他方、388人の団員の中で「291人」の団員の職業が判明する。貴族(1)・学生(1)・親衛兵(2)・貿易商(1)・商人(1)を除けば、他はすべて手工業者である。彼らの職業は「73の職種」に分けられる。毛皮製造師が一番多く「112人」であり、次に多いのが製パン師の「52人」であり、2人以上の職種は29に及ぶ。なぜ毛皮製造師の人数が突出しているのか不明である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3件)

- ① Kazuhiko KUSUDO, The Purpose of the Activities in the “Marxbrüderschaft” in the German Later Middle Ages: Based on the analyses of the rules in 1491, 1536, and 1566. Proceeding of the XIX International CESH Congress, Florence, 2015, p. 47. (巻なし, 査読なし)
- ② 楠戸一彦, 16世紀ドイツにおける剣士団体「羽剣士団」の成立事情, 体育史研究, 第32号(2015年): 41-50頁。(査読あり)
- ③ 楠戸一彦, K. ヴァスマンスドルフ著『マ

ルクス兄弟と羽剣士の 6 つの剣術興行』
(1870)に関する一考察, 環太平洋大学研究
紀要, 第 8 号(2014 年): 255-260 頁。(査
読なし)

[学会発表] (計 3 件)

① Kazuhiko KUSUDO, The Purpose of the
Activities in the „Marxbrüderschaft” in
the German Later Middle Ages: Based on
the analyses of the rules in 1491, 1536,
and 1566. XIX International CESH Con-
gress (Florence, Italy), 2015.10.24.

② 楠戸一彦, 16 世紀ドイツにおける剣士団
体「羽剣士団」の成立事情, 日本体育学会
大会第 65 回大会 (岩手), 平成 26 年 8 月
25 日。

③ 楠戸一彦, 「中世スポーツ史」研究からみ
たドイツ中世スポーツ史研究の今日的課題,
スポーツ史学会第 27 回大会 (埼玉), 平
成 25 年 11 月 30 日。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

楠戸 一彦 (KUSUDO Kazuhiko)
広島大学総合科学研究科 名誉教授
研究者番号: 00108268